

無償保証期間延長サービス規定

第1条(対象製品)

本サービスを提供する対象製品は、オムロン ソーシャルソリューションズ(株)の製品として梱包されたもので本体部分(ACアダプタを含む)をいい、付属品等は除きます。

第2条(保証期間)

保証期間は購入日より本証明書に記載されている期日までとします。

第3条(保証の範囲)

1. 本サービスは製品寿命を保証するものではありません。(BV シリーズ フルサービス加入の場合はこの限りではありません)
2. 保証の範囲は、本製品の修理、交換または同等機能の製品との代替交換に限ります。
3. 当社の保証範囲は上記2. 記載をもってすべてとし、故障によってお客様に生じた損害(事業利益の損失、事業中断、情報の損失またはその他の金銭的損害を含むが、これらに限定されない)については、法律上の請求原因の種類を問わず、いかなる場合においても当社は一切の責任を負わないものといたします。

第4条(修理)

本サービスの内容、実施条件等は、次のとおりとします。

- ① 製品に故障が生じた場合、お客様が当該製品を当社指定の修理窓口に送付することにより、当社が修理を行ない、修理完了後にお客様の指定する場所(日本国内に限る)に発送するものとします。なお、送料は、お客様から送付いただく場合はお客様のご負担(元払い)となります。修理後の送付は当社にて負担いたします。
- ② 当社は、本製品の修理に代えて当社の判断にて、本製品と同機種の交換または同等機能に製品と代替交換を行なうことができるものとします。
- ③ 当社は、本製品の修理を実施するにあたり、パーツ交換(ボード、モジュールを含む)によって修理を行なうことができるものとし、交換された旧パーツは当社の、新パーツはお客様所有の財産となります。なお、パーツ交換に代えて同機種または同等機能製品と交換した場合も、交換対象の製品は当社の、代替製品はお客様所有の財産となります。

第5条(バッテリー無償提供サービス)

- ① ご愛用者登録をしていただいた場合に限り、バッテリー無償提供サービスが適用されます。なお、当該サービスはバッテリー交換可能機種に限らせて頂きます。
- ② 本サービスはUPS本体のバッテリー交換ランプが点灯した場合に交換バッテリーの無償提供を行なうものです。

第6条(サービス除外事項)

本サービスには、次の各事項は含まれないものとします。かかるサービス除外事項の実施の可否、条件、費用等は、別途のお客様と当社との協議の上決めさせていただきます。なお、費用等につきましては見積りによるものとします。

- ① 対象製品所定の環境・使用条件(高温環境下など)、接続条件以外で生じた故障または障害の修復。
- ② 対象機器所定の仕様、規格品以外の備品、消耗品を使用したことにより生じた故障または障害の修復。
- ③ お買い上げ後の落下、不適切な使用、誤用、使用上の不注意または事故等、お客様または第三者の責に帰すべき事由により生じた故障または障害の修復。
- ④ 当社の技術者または当社が本サービスを委託した第三者の技術者以外の者が施した修理、改造、移設その他のサービスにより生じた故障または障害の修復。
- ⑤ ご愛用者登録が行われていない場合のバッテリー無償提供。
- ⑥ UPS本体のバッテリー交換ランプが点灯していない場合のバッテリー無償提供。
- ⑦ サイクル使用による劣化。(サイクル使用とはバッテリーの充放電を頻繁に行なうような使い方をさします。)
- ⑧ 対象機器以外の機器または公衆回線障害その他の外的要因により生じた故障または障害の修復。

- ⑨ 対象機器の外部工事、改造、オーバーホールおよび移設。
- ⑩ 対象機器の外装に対する清掃または損傷の修理。
- ⑪ データの修復、バックアップデータのリストアその他お客様の保有するデータに対するサービス。
- ⑫ 地震、風水害等の天災、または火災、騒動、暴動その他オムロン ソーシャルソリューションズ(株)、お客様の制御し得ない不可抗力に起因する故障または障害の修復。
- ⑬ お客様の機器構成変更等にもなう対象ソフトウェアのコンフィグレーションの変更作業。
- ⑭ 機能向上を目的とした対象ソフトウェアの変更に関する諸作業。

第7条(その他)

1. (交換部品の所有権)

本サービスの実施により新部品と交換され対象機器から回収された旧部品の所有権はすべて当社に帰属するものとします。

2. (対象ソフトウェアの更新)

- (1) 更新版の対象ソフトウェアの導入は、お客様が実施するものとします。なお、お客様の要請により当社が導入作業を行う場合は、別途有償にて対応致します。
- (2) 対象ソフトウェアの更新に伴う対象機器の変更またはバージョンアップは、別途有償での対応となります。

第8条(不可抗力等による免責)

お客様および当社は、天災地変、戦争、内乱等の不可抗力による本サービスおよび／または個別契約に基づく義務の履行遅延または履行不能について責任を負わないものとする。

第9条(譲渡制限)

お客様および当社は、本サービス規定および個別契約に基づく一切の権利と義務を書面による相手方の同意を得ない限り第三者に譲渡できないものとする。

第10条(秘密保持)

- 1. お客様および当社は、本サービスの履行を通じて知り得た相手方の秘密情報を(以下「秘密情報」という)を秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾を得ることなく第三者に開示・漏洩してはならないものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、秘密情報のうち、以下に定める情報については、お客様および当社は、本条に定める秘密保持義務を負わないものとする。ただし、第(6)号による開示の場合は、事後速やかに相手方にその旨を通知するものとする。
 - (1) 開示の時点で既に公知・公用の情報。
 - (2) 開示後、受領者の責によらず公知・公用となった情報。
 - (3) 開示を受けたときに既に受領者が知得していた情報。
 - (4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく受領者が入手した情報。
 - (5) 受領者が、開示された情報と無関係に開発・創作した情報。
 - (6) 法令または公権力により受領者が開示することが義務付けられた情報。
- 3. 本条の規定と、個別契約に関連してお客様と当社間で情報セキュリティについて別途締結された契約との間で齟齬がある場合は、当該契約の規定が優先するものとする。

第11条(協議、管轄)

- 1. 本サービス規定および／または個別契約に定めのない事項につき疑義を生じた場合は、お客様および当社が信義誠実の原則に基づいて協議の上、円満に解決するものとする。
- 2. 前項の規定にもかかわらず、協議が整わずに訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上